

平成 15 年 5 月 21 日

各 位

大阪市北区中津 1 丁目 11 番 1 号
中津センタービル
株式会社クイック
代表取締役社長 和納 勉
(登録銘柄コード: 4318 ジャスダック)
問合せ先 執行役員社長室室長 石本 洋
TEL 06-6375-0061(代表)

ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ
(商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 に規定する新株予約権の無償発行)

当社は本日開催の当社取締役会において、平成 15 年 6 月 26 日開催予定の当社第 23 回定時株主総会の決議を条件にストック・オプション制度導入のため、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 に規定するに新株予約権を無償にて発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、当社グループに対する経営参加意識を高めることを目的として、3.の要領に記載のとおり、当社並びに当社子会社の取締役および従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社並びに当社子会社の取締役および従業員

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 100,000 株を上限とする。

なお、新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 発行する新株予約権の総数

100 個を上限とする。(新株予約権 1 個につき普通株式 1,000 株。ただし、前項に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権の目的たる株式 1 株当たりの払込金額は、新株予約権の発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く。)における日本証券業協会が公表する当社普通株式普通取引の最終価格(以下「最終価格」という。)の平均値に 1.05 を乗じた金額とする。(1 円未満の端数は切り上げる。以下「払込金額」という。)

ただし、当該払込金額が新株予約権発行の日における最終価格(当日に最終価格がない場合は、それに先立つ直近日の最終価格。)を下回る場合は、新株予約権発行の日の最終価格をもって払込金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整する。(調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。)

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額での新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整する。（調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。）

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成17年6月27日から平成22年6月26日まで
- (6) 新株予約権の行使の条件
対象者は、権利行使時においても、当社並びに当社子会社の取締役および従業員の何れかの地位を保有していることを要す。ただし、任期満了による退任、定年による退職の場合はこの限りではない。
対象者が死亡した場合、対象者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。
新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。
その他の条件は本総会および取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。
- (7) 新株予約権の消却事由
当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は本新株予約権を無償で消却することができる。
本新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が、(6)の に定める条件を満たさない状態となった場合にはその新株予約権を無償で消却することができる。ただし、この場合の消却手続きは新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 細目事項
新株予約権に関する細目事項については、平成15年6月26日（木）開催予定の当社第23回定時株主総会以後に開催される取締役会決議により定めるものとする。

(注) 上記決議は、平成15年6月26日開催予定の当社第23回定時株主総会において、「当社並びに当社子会社の取締役および従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以上